

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

■ 2-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

私たちはカーボンニュートラルの達成手段として「管理標準」の作成を支援しています。

省エネ法 第5条第1項

告示第66号（制定） <平成21年3月31日>

告示第59号（一部改正） <平成30年3月30日>

告示第81号（一部改正） <令和 4年3月31日>

■ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五条第一項の規定に基づき、工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。なお、平成十八年三月二十九日経済産業省告示第六十五号(工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件)は、廃止する。

★工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（経済産業省告示）より

https://www.enecho.meti.go.jp>data>pdf_001.pdf

工場等の判断の基準の構成

I エネルギーの使用の合理化の基準 (基準部分)

I-1 全ての事業者が取り組むべき事項 (本社)

工場等…全体を俯瞰し、次の(1)～(9)に定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行うこと。

I-2 事業者は技術的かつ経済的に可能な範囲内

で次の1の(1)～(6)に定める工場等単位、設備単位によるきめ細かいエネルギー管理を徹底する、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して2-1又は2-2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

「管理標準」の作成と遵守を要求

2-1
専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

2-2
工場等(2-1に該当するものを除く)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

II エネルギーの使用の合理化の目標及び 計画的に取り組むべき措置 (目標部分)

■ エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上の低減を目標とした諸目標及び措置の実現に努めること。 ★努力義務

■ 中長期的な視点に立った計画的な取組に努める際、エネルギー管理システムの規格であるISO50001の活用について検討すること。

「中長期計画書」の作成を要求

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1-2 工場等(1-1に該当するものを除く)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

★ 新設・更新に当たっての措置および目標部分は、資源エネルギー庁「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」でご確認ください。

2—1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用的合理化に関する事項

(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項

① 管理	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
<p>ア. 空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、<u>ブラインドの管理等</u>による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての<u>管理標準を設定</u>して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。</p> <p>イ. 空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備(吸収式冷凍機、冷温水発生器等)の管理は、<u>空気比</u>についての<u>管理標準を設定</u>して行うこと。</p> <p>ウ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱源設備から冷水等により空気調和機設備に熱搬送する設備(以下「熱搬送設備」という。)、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、<u>冷却水温度や冷温水温度、圧力等</u>の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように<u>管理標準を設定</u>して行うこと。</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、<u>温度、湿度</u>その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、<u>個別機器の効率</u>及び<u>空気調和設備全体の総合的な効率</u>の改善に必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに、<u>温度、二酸化炭素濃度</u>その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、<u>保温材や断熱材の維持</u>、<u>フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去</u>等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の<u>自動制御装置の管理</u>に必要な事項の保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>ウ. 換気設備を構成する<u>ファン、ダクト等</u>は、<u>フィルターの目づまり除去</u>等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p>

① 管理

エ. 空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

オ. 热搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

カ. 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては、換気の目的、場所に合わせたものとすること。

② 計測及び記録

★下線は、管理標準の設定を要求しています。

★青字は、重要と考える項目です。

★緑字は、基準(*必ず遵守すること)

★黄色は、新たに追加された項目です。

★管理とは

「設定し、」とは、まず「管理標準を設定」することを要求しています。
「行うこと」とは、「管理標準」のもとづき実施することを要求しています。

★基準とは

必ず遵守することを要求しています。

★計測及び記録

定期的に計測、記録しその結果を保管することを要求しています。

★保守及び点検

定期的に保守及び点検し、良好な状態を維持することを要求しています。

③ 保守及び点検

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

① 管理・基準	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて<u>空気比</u>についての<u>管理標準を設定</u>して行うこと。</p> <p>イ. ア. の<u>管理標準</u>は、<u>別表第1(A)</u>に掲げる<u>空気比の値を基準として空気比</u>を低下させるように設定すること。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の<u>圧力、温度及び運転時間</u>に関する<u>管理標準を設定</u>し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する<u>管理標準を設定</u>し、水質管理を行うこと。なお、給水水質の管理は、<u>日本産業規格B8223(ボイラーの給水及びボイラー水の水質)</u>に規定するところ(これに準ずる規格を含む。)により行うこと。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように<u>管理標準を設定</u>し、適切な運転台数とすること。</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の<u>供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量</u>その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>イ. 給湯設備は、<u>給水量、給湯温度</u>その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>イ. ボイラー設備の<u>保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まり</u>を防止するように保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>ウ. 給湯設備は、<u>熱交換器に付着したスケールの除去</u>等給湯効率の改善に必要な事項、<u>自動制御装置</u>の管理に必要な事項の保守及び点検に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p>

別表第1(A)ボイラーに関する基準空気比

別表第1(A) 基準空気比 (I 1 (2) ①イ. 及び I 2 (1) ①イ. 関係)
(1)ボイラーに関する基準空気比

区分	負荷率 (単位: %)	基準空気比				
		固体燃料		液体 燃料	気体 燃料	高炉ガスその 他の副生ガス
		固定床	流動床			
電気事業用	75~100	—	—	1.05~1.2	1.05~1.1	1.2
一般用ボイラー	蒸発量が毎時30トン以上	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.1~1.25	1.1~1.2
	蒸発量が毎時10トン以上 30トン未満	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.15~1.3	1.15~1.3
	蒸発量が毎時5トン以上 10トン未満	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3
	蒸発量が毎時5トン未満	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3
小型貫流ボイラー	100	—	—	1.3~1.45	1.25~1.4	—

1及び2省略

3「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーのうち、
大気汚染防止法施行令別表(第2条関係)第1第1項に規定するボイラーに該当するものをいう。

- ・ ゲージ圧1MPaG以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150ミリメートルを超える多管式を除く。)
- ・ 伝熱面積10m²以下のもの(気水分離器を有するものは、内径350ミリメートル以下でかつ内容積0.07m³以下)
- ・ ボイラーとは、伝熱面積10m²以上又はバーナーの燃焼能力がA重油換算50ℓ/h以上

① 管理又は基準

カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。

キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

ク. 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

② 計測及び記録

③ 保守及び点検

(2)―2 太陽熱利用機器等に関する事項
太陽熱利用機器等を設置する場合にあつては、当該設備から供給される熱量を適切に把握するとともに、供給効率を高い状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

★自家消費の太陽熱利用設備がある場合
管理標準を作成することを要求している。

(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

① 管理	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
<p>ア. 照明設備は、日本産業規格Z9110（照度基準総則）又はZ9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。</p> <p>また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行うこと。</p> <p>イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等について管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。</p> <p>★照度測定基準 JISC 7612で確認してください。</p>	<p>ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>

■工場

領域、作業、又は活動の種類	維持照度 \bar{E}_m (lx)	照度均齊度 U_o	不快グレア制限 UGRL	平均演色評価数 R_a	照度(lx)
作業	精密機械、電子部品の製造、印刷工場での極めて細かい視作業、例えば、組立a、検査a、試験a、選別a	1500	0.7	16	80
	織織工場での選別、検査、印刷工場での植字、校正、化学工場での分析などの細かい視作業、例えば、組立b、検査b、試験b、選別b	750	0.7	19	80
	一般の製造工場などの普通の視作業、例えば、組立c、検査c、試験c、選別c、包装a	500	0.7	-	60
	粗な視作業で限定された作業、例えば、包装b、荷造a	200	-	-	60
	ごく粗な視作業で限定された作業、例えば、包装b、荷造b・c	100	-	-	60
	設計、製図	750	0.7	16	80
	制御室などの計器盤及び制御盤などの監視	500	0.7	16	80
	倉庫内の事務	300	-	19	80
執務空間	荷積み、荷降ろし、荷の移動など	150	-	-	40
	設計室、製図室	750	-	16	80
	制御室	200	-	22	60
共用空間	作業を伴う倉庫	200	-	-	60
	倉庫	100	-	-	60
	電気室、空調機械室	200	-	-	60
	便所、洗面所	200	-	-	80
	階段	150	-	-	40
	屋内非常階段	50	-	-	40
	廊下、通路	100	-	-	40
	出入口	100	-	-	60

JISZ9110:
2011改訂

2010年1月20日に照明に関するJIS Z 9110:2010 照明基準
総則が、改正されました。

本規格は、人々の諸活動が、安全、容易、快適に行える視環境を作り出すための照明基準です。今回の改定は、従来の推奨照度だけを規定した照度基準から、照度均齊度、不快グレア、平均演色評価数などの照明の質的要件を加えました。

照度均齊度(U_o)

作業面照度はある程度の均齊度内(均一)にすることが必要です。照度は全平面で均一にする必要はありませんが、変化はなだらかでなければなりません。推奨値の例を示します。

(a) 作業面において視作業対象面のすぐ周辺の輝度は少し暗い方がよいが、1/3以下ではいけないとされている。(CIEガイド)

(b) 全般照明においては、平均照度と最小照度の比は0.6以上とするのが望ましいとされている。(照明学会技術基準)

不快グレア(UGRL)

視野内に過度に輝度の高い点や、面が見えることによって起こる障害をグレアとよび、これは不快感、目の疲労、見え方の低下などを引き起こします。

演色性(R_a)

室内の物体の色が自然で好ましく見えることが必要で、光源により物の色を表わす性質を演色性といいます。

(4) 受変電設備、BEMSに関する事項

① 管理・基準	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
<p>ア. 変圧器及び無停電電源装置は、<u>部分負荷における効率</u>を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように<u>管理標準を設定</u>し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。</p> <p>イ. 受電端における<u>力率については、95パーセント以上とすることを基準</u>として <u>別表第4に掲げる設備</u>(同表に掲げる容量以下のものを除く。)又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。<u>(P10)</u> ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。</p>	<p>事務所その他の事業場における<u>電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等</u>電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する<u>管理標準を設定</u>し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するよう<u>に保守及び点検に関する管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。</p>

別表 第4 力率を向上すべき設備

別表第4 力率を向上すべき設備 (I 2 (5-2) ① ウ.、II 1 1-1 (9) ②及びII 1 1-2 (5) ④関係)

設 備 名	容量 (単位: kW)
かご形誘導電動機	75
巻線形誘導電動機	100
誘導炉	50
真空溶解炉	50
誘導加熱装置	50
アーク炉	—
フラッシュバット溶接機 (携帯型のものを除く)	10
アーク溶接機 (携帯型のものを除く)	10
整流器	10,000

(5) 発電専用設備及びコーチェネレーション設備に関する事項

① 管理	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
<p>ア. ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（以下「発電専用設備」という。）にあっては、高効率の運転を維持できるよう <u>管理標準を設定</u>して運転の管理すること。</p> <p>また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるよう <u>管理標準を設定</u>し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>イ. コーチェネレーション設備に使用されるガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、<u>管理標準を設定</u>して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じ総合的な効率を高めるものとすること。</p> <p>また、複数のコーチェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるよう <u>管理標準を設定</u>し、総合的な効率の向上を図ること。</p>	<p>発電専用設備及びコーチェネレーション設備については、補機等を含めた総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する <u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に計測を行い、その結果を記録すること。</p>	<p>発電専用設備及びコーチェネレーション設備を利用する場合には、補機等を含めた総合的な効率を高い状態に維持するよう保守及び点検に関する <u>管理標準を設定</u>し、これに基づき定期的に保守すること。</p>

(5)―2 太陽光発電設備等に関する事項

太陽光発電設備等を設置する場合にあっては、当該設備から供給される電気の量を適切に把握するとともに、発電効率を高い状態に維持するよう保守及び点検に関する 管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

★自家消費の太陽光発電設備がある場合 管理標準を作成することを要求している。

(6) 事務用機器、民生用機器に関する事項

① 管理	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
事務用機器の管理は、 <u>不要運転等</u> がなされないよう <u>管理標準を設定</u> して行うこと。	_____	事務用機器については、 <u>必要に応じ定期的に保守及び点検</u> を行うこと。

(7) 業務用機器に関する事項

① 管理	② 計測及び記録	③ 保守及び点検
厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、 <u>季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等</u> の必要な事項について <u>管理標準を設定</u> して行うこと。	業務用機器の <u>稼働状態の把握</u> 及び改善に必要な事項の計測及び記録に関する <u>管理標準を設定</u> し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。	業務用機器は、保守及び点検に関する <u>管理標準を設定</u> し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。

(8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者(以下「賃貸事業者」という。)と事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。
その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること

平成21年3月31日	経済産業省	告示第66号（制定）
平成22年3月30日	経渀産業省	告示第69号（一部改正）
平成25年12月27日	経済産業省	告示第269号（一部改正）
平成28年3月30日	経済産業省	告示第106号（一部改正）
平成29年3月30日	経済産業省	告示第64号（一部改正）
平成30年3月30日	経済産業省	告示第59号（一部改正）
平成31年3月29日	経済産業省	告示第70号（一部改正）
令和3年3月31日	経済産業省	告示第69号（一部改正）
令和4年3月31日	経済産業省	告示第81号（一部改正）
令和5年3月31日	経済産業省	告示第1号 内閣府、文部科学省、厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省

«Point»

- 空調等設備別に管理標準の設定と管理標準を作成し実施することを要求しています。
管理標準の設定:45項目 基準:2項目(ボイラー空気比、力率95%以上)
- 管理又は基準の設定は、基本でありそのため「計測及び記録」し「保守及び点検」を実施することを要求しています。
- 判断基準の内容をよく理解され現場で使う、使える「管理標準」を作成してください。
常に最新情報を収集し生産性向上ツールとして「管理標準」を作成してください。

管理標準のサンプル（PDF）を無料配布

ご希望の方は、

* 会社名

* ご担当者名

* ご連絡先

* 特定事業者番号

★「工場・事業場における省エネ法定期報告（2024年度提出分（2023年度実績））に基づく事業者クラス分け評価の結果」にて
ご確認お願い致します。

* は、必須項目になっておりますので誠に申し訳ありませんがご記載のない事業者様には配布しておりません。

よろしくご協力お願いします。なお、サンプルは、演習問題がついておりますので一度チャレンジしてください。

★ご回答を必要な事業者様は、サンプル配布後、回答要とメールでご返信ください。後日ご送付させていただきます。

■ ご希望の資料

- ① 本社管理標準サンプル
- ② 専ら事務所等の管理標準サンプル（事務所・スーパー・病院・ホテル等）
- ③ 工場等の管理標準サンプル（製造業・廃棄物処理場等）
- ④ 回帰分析の回答

メール info@npo-eesc.org へご連絡ください。

300社以上の事業者様に「管理標準」の作成実績があります。
お気軽にご相談ください。

NPO法人環境・省エネサポートセンター
「管理標準作成」支援チーム